

人材確保・職場環境整備



育休促進の取り組みを

制度金融で支援します!



人材確保 サポート資金

限度額 : 5,000万円

融資期間 : 設備資金 10年

融資利率 : 1.3%

運転資金 7年

保証料率 : 設備資金 0%

運転資金 0.3%以内

※申し込みには金融機関・保証協会の審査が必要です。

※県や保証協会が新規雇用の実態、賃上げを行ったことがわかる資料、育休計画・育休実績が分かる資料の提出を求めています。

●こんな方にお勧め

- ▽新たな従業員を雇うための資金を確保したい。
- ▽従業員の定着率を上げたい。
- ▽働きやすい職場にしたい。
- ▽育児休業取得者を増やしたい。
- ▽職場環境を整備したい。

詳細はこちら



●取扱金融機関（申込・相談窓口）

佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐賀西信用組合、佐賀東信用組合、佐賀県医師信用組合、佐賀県信用農業協同組合連合会、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、十八親和銀行、長崎銀行、筑邦銀行、大川信用金庫、横浜幸銀信用組合、朝銀西信用組合

▼人材確保サポート資金（人材確保応援資金）の概要

	人材確保サポート資金資金
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ① 客観的に事業を行っていることが明らかであること ② 県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること ③ 行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること ④ 融資申し込み時点で佐賀県の地域別最低賃金を上回っていること ⑤ 融資申込日の前後6カ月以内に、新たに1名以上正社員を雇用（非正規から正社員への転用を含む。）する者 ⑥ 事業場内の最低賃金を引き上げる者（前年対比で3%以上の上昇。） ⑦ 新たな従業員の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置もしくは改修を行う者 ⑧ 従業員が育児休業を取得しやすくするための雇用環境整備や、業務体制整備を行おうとする者
貸付限度額	設備/運転資金：5,000万円
貸付期間 （据置期間）	設備資金：10年（2年） 運転資金：7年（1年）
貸付利率	年1.3%
保証料率	設備資金0%（県の全額補助） 運転資金0.3%以内
担保・保証人	保証協会の定めるところによる
借入申込に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書 (2) 事業計画書 (3) 設計書・カタログ及びその見積書（設備資金の場合） (4) 最近2期の財務諸表 (5) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関（表面参照）
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象⑤で融資を受けたものに対して、県や保証協会が新たに正社員を雇用（非正規から正社員への転用を含む。）したことがわかる資料の提出を求めています。 （例）雇用契約書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写し ・貸付対象⑥で融資を受けたものに対して、県や保証協会が最低賃金を引き上げた資料の提出を求めています。 （例）賃金台帳、最低賃金を規定した就業規則等の写し ・貸付対象⑧で融資を受けたものに対して、育休計画・育休実績がわかる資料の提出を求めています。